

# 15 不当労働行為の救済

- 不当労働行為が行われたときは、労働組合や労働者は労働委員会に救済の申立てをすることができます。
- 労働委員会は、審査の結果、不当労働行為であると判断したときは、正常な労使関係を回復するために必要な措置を使用者に命じます（救済命令）。
- 和解により解決する場合も多数あります。

## 救済機関

使用者が行った言動が不当労働行為となるかどうかを判定するための機関として、労働委員会が設けられています（労組法第19条以下）。なお、裁判所も同じ権限をもっています。

労働委員会は、使用者及び労働者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって構成され、各都道府県には都道府県労働委員会が、また国には中央労働委員会がそれぞれ設置されています。

労働委員会による不当労働行為の救済については二審制が採用されていますが、初審の管轄は、原則として都道府県労働委員会に属します。

都道府県労働委員会の救済又は棄却命令・却下決定についての再審査は、中央労働委員会が担当します。

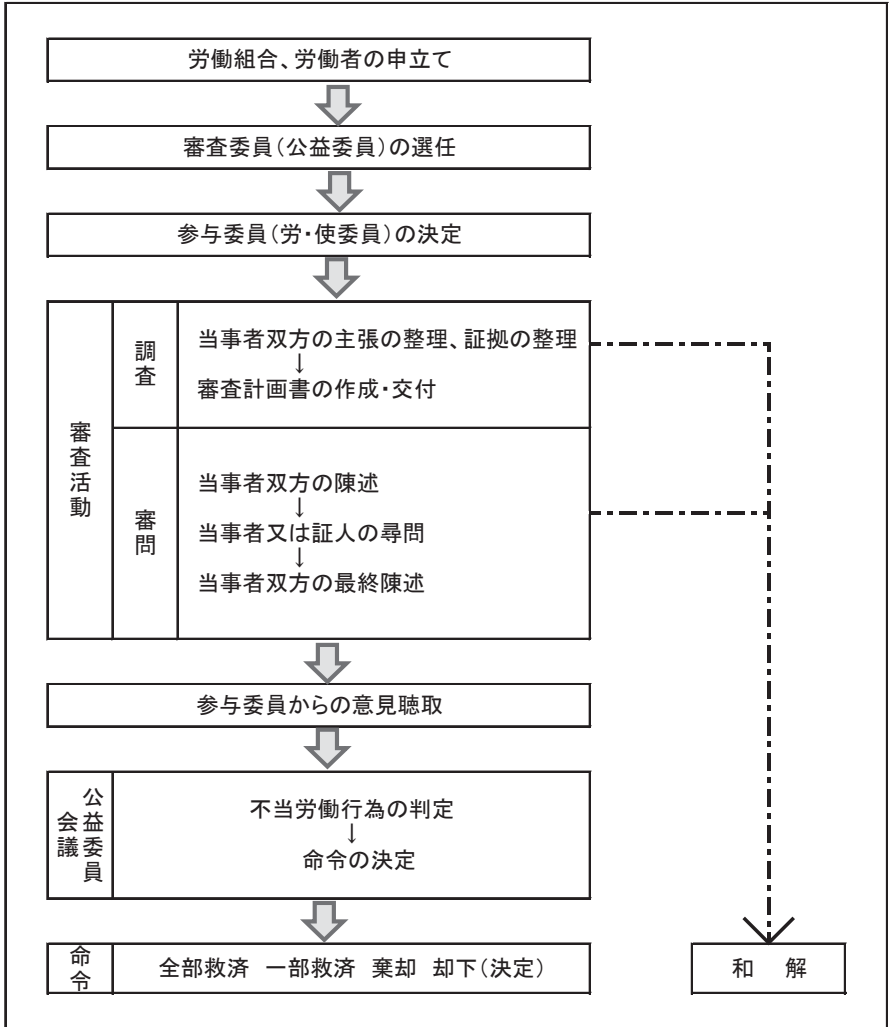
ここでは、都道府県労働委員会における不当労働行為救済制度についてみていくことにします。

### 労働委員会と裁判所



- (注) 1 中労委をとりこして都道府県労働委員会命令の取消しを直接地方裁判所に求めることもできます。
- 2 労働委員会制度を利用せずに直接裁判所に、解雇無効確認、賃金支払い請求などの民事訴訟をおこすこともできます。

都道府県労働委員会の不当労働行為審査



## (1) 申立て

申立てができるのは、不当労働行為を受けた労働者と労働組合です。

申立ては書面又は口頭で、行為のあった日から1年以内に管轄労働委員会へ行きます（不当労働行為救済申立書の記載例は51ページ）。

また、当事者は、審査委員の許可を得て弁護士などの代理人及び補佐人を選任することができます。

申立人は、命令が交付されるまでの間は、いつでも、申立ての全部又は一部を取下げることができます。なお、労働組合が申立てを行う場合は、労組法で決められた資格を備えた労働組合であることを証明する資料を添えることが必要です（「16 労働組合の資格審査」52ページ）。

## (2) 審査活動

### ① 調査

調査では、当事者双方の主張を整理して争点を明らかにするとともに、審問における証拠調べが的確に行われるよう立証方法を決めます。

そして、審問を開始する前に、担当委員は、当事者双方の意見を聴いて、主な争点、審査予定、命令交付予定時期等を記載した審査計画書を作成し、当事者に交付します。

### ② 審問

審問は、不当労働行為の事実があるかどうか、明らかにすることを目的として行われます。当事者双方が出席の上行われるもので、裁判所の口頭弁論に似ています。審問は公平を期するために原則として公開されています。

## (3) 命令の決定

### ① 公益委員の合議

審問が終わると、合議のために公益委員会議が開かれます。合議は非公開で、審査の結果に基づいて事実を認定し、使用者の行為が不当労働行為となるかどうかを判定します。その上で、

ア. 使用者の行為が不当労働行為であると判定したときは、申し立

てられた救済事項の全部又は一部を認める命令

イ. 使用者の行為が不当労働行為でないと判定したときは、申立てを退ける（棄却）命令

ウ. 申立期間を経過した申立てや、申立人の主張する事実が、不当労働行為にあたらないことが明らかなきなどは、申立ての却下を決定します。

## ② 命令書の交付

合議によって決定した命令は、書面（命令書）によって当事者に交付されます。なお、命令に不服のある場合は、中央労働委員会に再審査の申立て又は裁判所に命令取消しの訴えを起すことができます。

## (4) 和解

不当労働行為の申立事件の解決方法には、上で説明した「命令」のほかに「和解」があります。

事件の性質上、和解によって解決する方が適当であると判断される場合や当事者が話し合いによる円満解決を望む場合には、審査委員が当事者双方に対し和解を勧めることとなります。審査委員・労使参与委員の仲介のもと、双方が話し合いの上、意見が一致すれば和解協定が締結され、事件は解決します。この場合、申立ては取下げられます。

なお、不当労働行為の審査についての詳細は、労働委員会（85ページ）へお問い合わせください。

# 不当労働行為救済申立書（記載例）

## 不当労働行為救済申立書

年 月 日

東京都労働委員会 会長 殿

申立人 所在地 〒  
名称  
代表者役職氏名  
電話 FAX  
(個人申立の場合は、住所、氏名、電話、FAXを記載してください。)

被申立人 所在地 〒  
名称  
代表者役職氏名  
電話 FAX

被申立人の行為は、次のとおり労働組合法第7条第 号に該当する不当労働行為であるので、審査の上、下記の救済命令を発するよう申し立てます。

申立人 名称  
代表者役職氏名 ※注  
(個人申立の場合は、氏名を記載してください。)  
※注：申立人の署名又は記名押印に代わる確認資料として、受付時に、「労働組合の資格審査」に必要な書類一式の提出をお願いしています。  
なお、従前どおり申立人の署名又は記名押印のある申立書も受け付けています。

請求する救済の内容（1、2…のように箇条書き）

不当労働行為を構成する具体的事実（各事実に対応する書証の番号を記載してください。）